



ヤングプロフェッショナル交換制度（研修生）

スイスは、若い専門家がスイスで同分野についてさらに専門的な知識や語学力を身につけることを目的に、日本との間で研修生交換協定を締結しています。労働許可証の有効期限は最長で 18 ヶ月間となります。

スイスで専門的なトレーニングを受けたい場合、受け入れ先を見つけるのは基本的に申請者自身の責任です。雇用主が決まり、雇用契約を結んだら、東京の大使館で申請書類一式を提出する必要があります。つきましては以下の書類をご準備ください。

- 必要事項をすべて記入し、署名した**正式な応募用紙**の原本 2 枚
- 研修プログラムとの**雇用契約書** 2 部
- **職業卒業証書**または**大学卒業証書**の写し
- **履歴書**
- **雇用証明書**の写し（該当する場合）
- パスポートコピー

申請書および詳細情報は、[こちら](#)（移民局ウェブサイト）をご覧ください。

大使館は、承認のために申請書類一式を国家移民事務局に転送します。審査は通常、申請から 4～8 週間かかります。

大使館は審査プロセスに関与していません。